

道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
書類の誤り	市が作成した書類に関するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に関するもの		○
法令等の変更	管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	広く一般に影響を与える法令の新設，変更		○
税制の変更	施設管理，運営費に影響を及ぼす税制変更	○	
	消費税（地方消費税を含む）の税率等の変更	両者の協議※1	
	上記以外の広く一般的に適用される税制変更		○
物価の変更	物価の変動によるもの		○※2
金利の変動	指定期間中の金利の変動によるもの		○
利用者等への対応	施設の管理運営に関するもの		○
	上記以外のもの	○	
環境問題	指定管理者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，有害物質の排出など）		○
第三者への賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	指定管理者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
債務不履行	市の協定内容の不履行又は市の帰責による業務基準の変更等	○	
	指定管理者の協定内容不履行，事業放棄又は経営破たん		○
事業内容の変更	市の政策変更によるもの	○	
	指定管理者の運営方法の変更によるもの		○
事業の中止，延期	市の帰責事由による事業の中止，延期	○	
	指定管理者の帰責事由による事業の中止，延期		○
臨時休館	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
施設，設備，備品等の損傷	指定管理者の瑕疵又は帰責事由によるもの		○
	施設の構造上の瑕疵によるもの	○	
	経年劣化によるもの（1件当たり，50万円以下の修繕）		○※3
	経年劣化によるもの（1件当たり，50万円を超える修繕）	両者の協議	
	第三者の行為から生じたもので，相手方が特定できないもの（1件当たり50万円以下の修繕）		○※3
	第三者の行為から生じたもので，相手方が特定できないもの（1件当たり50万円を超える修繕）	両者の協議	
	相手方は特定できるが支払能力がない場合	両者の協議	
不可抗力	不可抗力（天災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの	両者の協議	
	不可抗力（天災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）による施設・設備の復旧費用に関するもの	○※4	
事業終了時	指定管理者の指定期間の終了又は指定期間中の指定取消しの場合の次期指定管理者への引継，原状回復		○
申請費用	指定管理者の指定に係る費用		○
業務の引継ぎ等	業務の引継ぎ，準備に係る費用		○
資金調達	市が協定で定める時期に支払を行うまでの管理運営に必要な資金の調達		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生によるもの		○
セキュリティ	警備不備による個人情報等の漏えい，犯罪発生等		○
運営開始の遅延	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
維持管理，運営費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
施設の瑕疵	施設の構造に問題があるもの	○	

※ リスク分担表に定めのないリスクが生じた場合には，市と指定管理者の協議で決定します。

※1 消費税（地方消費税を含む）の税率が10%から変更があった場合には，市と指定管理者が協議し，変更分の経費について決定します。

※2 収支計画に多大な影響を及ぼす著しい物価変動の場合は，市と指定管理者の協議で決定します。

※3 修繕費用の総額が年間150万円を超える場合には，経費負担について市と指定管理者で協議することとします。

※4 市と指定管理者の間で協議し，指定管理者に負担を求める場合があります。